

京都市住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱

令和3年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）の規定に基づく業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令並びに京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づく業務改善命令及び過料処分並びにその他の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法及び条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務改善命令 法第15条の規定に基づく命令、条例第17条第2項の規定に基づく命令又は法第41条第2項の規定に基づく命令をいう。
- (2) 業務停止命令 法第16条第1項の規定に基づく命令をいう。
- (3) 業務廃止命令 法第16条第2項の規定に基づく命令をいう。
- (4) 過料処分 条例第22条各号の規定に基づく過料処分をいう。
- (5) 不利益処分 業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令並びに過料処分をいう。

(処分基準)

第3条 この要綱で定める不利益処分については、別表に定めるところにより行うものとする。

(行政指導及び勧告)

第4条 市長は、住宅宿泊事業について法又は条例の規定に違反している疑いがあるときは、当該住宅宿泊事業に係る住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことの指導又は勧告（以下「指導等」という。）を行う。

2 市長は、不利益処分又は前項の指導等の実施に当たり、必要に応じて法第17条第1項、条例第18条第1項又は法第45条第2項に規定する報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施し、その事実の確認を行う。

(不利益処分)

第5条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営が確保されないときは、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対し、法及び条例の規定に基づき、不利益処分を行う。

2 業務停止命令の期間は、違反行為の態様、情状の酌量その他違反行為に係る事情を踏まえ、別表に定める期間を加重又は軽減することができる。

3 不利益処分の発出は、旅館業法その他関係法令による指導等又は処分（過料処分を含む。）の実施を妨げない。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法又は京都市行政手続条例の規定に従い、意見陳述のための手続を取るものとする。ただし、行政手続法第13条第2項第1号から第3号まで又は京都市行政手続条例第14条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる手続については、それぞれ次の各号に掲げる書面を用いる。

- (1) 聴聞 京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則で定める書面
- (2) 弁明の機会の付与 告知書及び弁明書

(処分の通知及び公表)

第7条 業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令処分は、当該処分を受ける者に対し、命令書により通知することで行う。

2 過料処分は、当該処分を受ける者に対して、過料処分通知書及び20日以内の納期限を定めた納入通知書により通知することで行う。

3 市長は、第1項の通知後速やかに条例第20条の規定により当該処分に係る公表を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表) 不利益処分等基準

No.	根拠条文	違反行為の内容	予定する不利益処分等
1	法第2条第3項	住宅宿泊事業の定義を超えた宿泊事業の営業	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（180日）又は 法第16条第2項業務廃止命令
2	法第3条第1項	虚偽の届出	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
3	法第3条第4項	変更届出の未届出又は虚偽の変更届出	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
4	法第3条第6項	廃業届出の未提出又は虚偽の廃業届出	法第16条第2項業務廃止命令
5	法第4条	欠格事由の規定に違反	法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
6	法第5条	宿泊者の衛生の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）
7	法第6条	宿泊者の安全の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）
8	法第7条	外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令
9	法第8条第1項	宿泊者名簿備付け等の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令（30日間）
10	法第9条	周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明の規定に違反	法第15条業務改善命令
11	法第10条	苦情等への対応の規定に違反	法第15条業務改善命令
12	法第11条第1項	住宅宿泊管理業務の委託の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令（60日間）
13	法第12条	宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令（60日間）
14	法第13条	標識の掲示の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令（30日間）
15	法第14条	2カ月に1度の定期報告をせず、 又は虚偽の報告をした者	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（30日間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
16	法第15条	業務改善命令に違反	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（30日間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
17	法第16条第1項	業務停止命令に違反	法第16条第2項業務廃止命令
18	法第17条第1項	報告徴収及び立入検査にて、報告拒否、虚偽報告、立入検査拒否、妨害等をした者	法第16条第1項業務停止命令（30日間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
19	法第18条	市条例第10条で定めた住宅宿泊事業の実施の制限に違反	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
20	法第36条	法第5条から法第10条までの規定に違反	法第41条第2項業務改善命令
21	法第45条第2項	住宅宿泊管理業に対する報告徴収及び立入検査について、報告拒否、虚偽報告、立入検査拒否、妨害等をした者	法第41条第2項業務改善命令

(別表) 不利益処分等基準

No.	根拠条文	違反行為の内容	予定する不利益処分等
22	条例第9条第1項から第6項まで	届出の際に、報告若しくは書類の提出をしない又は虚偽の報告若しくは虚偽の書類の提出	法第15条業務改善命令、 条例第17条第2項業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
23	条例第12条第4項	届出住宅内部における面接又は面接と同等の方法による本人確認に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
24	条例第12条第7項	現地対応管理者に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
25	条例第13条第1項及び第2項	衛生設備に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
26	条例第14条第1項	共同住宅に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
27	条例第14条第2項	幅員4メートル未満の袋路状である場合に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
28	条例第15条	避難通路の幅員1.5メートル未満の場合に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
29	条例第16条第1項	定期報告の際に行う報告をしない又は虚偽の報告	法第15条業務改善命令、 条例第17条第2項業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
30	条例第16条第2項及び第3項	定期報告の際の廃棄物の処理に係る書類の未提出又は虚偽の書類の提出	法第15条業務改善命令、 条例第17条第2項業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
31	条例第17条第2項	条例第17条第2項業務改善命令に違反	条例第22条過料50,000円
32	条例第18条第1項	報告徴収及び立入検査にて、報告拒否、虚偽報告、立入検査拒否、妨害等をした者	条例第22条過料50,000円
33		その他届出住宅における住宅宿泊事業の適正な運営が確保されないとき	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
34		その他住宅宿泊事業者が、その営む住宅宿泊事業に関し、法令に違反している場合であって、改善に必要な措置を採るに際し早期の改善が困難であり、住宅宿泊事業の適正な運営が確保されていないと認められるとき	法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）又は 法第16条第2項事業の廃止命令